

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

木と共に暮らす快適なまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県及び栃木県鹿沼市

3 地域再生計画の区域

栃木県鹿沼市の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現況

鹿沼市は栃木県の西部に位置しており、市域東は宇都宮市に、北は日光市に隣接している市である。南東部には東北縦貫自動車道の鹿沼インターチェンジ、南部の栃木市との市境付近には北関東自動車道の都賀インターチェンジもあることから、首都圏との連絡が容易であり、その高い地理的優位性を活かした工業団地や木工団地等の産業団地を有している。

本市の人口は、平成 27 年に 99,336 人であったのが、令和 2 年に 95,227 人になるなど、急速に減少している。

また、本市は市の西部の大部分が森林であり、市域の約 68%を占めている。そのような現況から、林業が市の基幹産業となっているが、林業経営従事者数が、平成 22 年度には 389 人であったのが平成 27 年度には 237 人となる等減少傾向にあり、林業の担い手不足の課題も生じている。

本市では、こういった状況の改善のため、平成 27 年度に策定した「ひと・まち・しごと創生鹿沼市総合戦略」でも「産業の振興と安定した雇用の創出」「地域資源を活用した交流と移住・定住の促進」等を重点戦略として定めている。

4－2 地域の課題

近年、鹿沼市では、人口減少が進んでおり、その結果、就業率及び就職先が減少し、さらに人口減少が進むといった循環が生まれている。そのため、産業の振興と市内での安定した雇用の創出及び定住人口減少の抑制が課題となっている。

本市は、国道や県道等から形成される南北軸・東西軸は十分整備されているが、そこへアクセスする市道の整備が不十分であり、アクセスの悪さや国道・県道での渋滞が生じている。

また、主要産業である林業についても、豊富な森林資源を有しているが、人口減少や高齢化による林業の担い手不足等により、雇用や活力が減少傾向にあり、森林資源を十分に利活用できていない現状である。また、近年では大雨等による土砂災害や災害による集落の孤立や経年劣化による橋梁の老朽化等の課題が生じており、

対策が必要となっている。このような中で、栃木県版総合戦略にも掲げられている「林業・木材産業の成長産業化」を推進し、雇用や活力を創出するためには、路網整備による効率的な森林施業と木材の利活用を図り、地域間や国道・県道と接続する市道及び林道の整備を促進や橋梁修繕等による道路ネットワークの保全が急務となっている。

4－3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により市道と林道を一体的に整備することにより、交通ネットワークの向上や地域間のアクセス強化、市街地における渋滞の緩和や、大型車の流入抑制、交通の安全性の向上を図る。また、林道の整備を行うことで林業の生産性の向上や林業の振興を図り、市全体として、産業の振興と雇用の創出による人口減少の抑制を図る。

- (目標 1) 推計人口の達成（定住人口減少の抑制約 920 人/年→約 700 人/年）
9.5 万人（令和 2 年度）→ 9.1 万人（令和 7 年度）
- (目標 2) 産業の振興と安定した雇用の創出(就業率)
59.1%（平成 27 年度）→ 60.3%（令和 7 年度）
- (目標 3) 地域資源を活用した交流と移住・定住の促進（交流人口）
312 万人（令和元年度）→ 450 万人（令和 7 年度）
- (目標 4) 林業の振興と森林整備の促進（森林整備面積）
（林道利用区域内の森林整備面積 90ha/5 年→102ha/5 年）
90ha（令和 2 年度）→ 192ha（令和 7 年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

鹿沼市には、市の南北軸である一般国道 293 号、一般国道 352 号や環状路を形成する一般県道鹿沼環状線、市の東西軸である主要地方道宇都宮鹿沼線などの主要道路があり、市内の地域間のアクセス道路を担っているが、幹線市道や国道・県道を補完する市道が脆弱であり、国県道の渋滞や市街地における大型車の流入が増加傾向にあることから、市道の整備が不可欠である。また、市域の 68%が森林を占めているため、林業の振興には、林道整備や老朽化が進む橋梁の修繕による道路ネットワーク機能の整備・維持が不可欠である。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、市道 5047 号線の拡幅及び市道 0020 号線の道路新設による南北軸の形成や市道 0365 号線、市道 0004 号線の道路新設及び市道 0103 号線の拡幅による東西軸の形成、また、市道 0003 号線等の修繕工事によって快適な交通ネットワークを構築するとともに安全で快適な道路交通を確保する。加えて、林道大荷場木浦沢線他 4 路線の橋梁等点検修繕による老朽化対策、林道前日光線他 3 路線の法面改良による車両通行時の安全確保、林道栗沢線の拡幅に伴う輸送機能の向上のより、森林施業の効率化と林業の活性化を図る。また、住民の利便性の向上や森林の適切な管理による土砂災害等に対する備えもできることから、災害時の孤立への不安の払拭も図られ、定住に向けた機運が高まることが

期待される。

市道、林道を同時に整備することにより、地域間及び市道・林道とのアクセスや走行性の向上を図り、その結果、林業の振興が図られ、それによる雇用の創出や定住人口減少の抑制が期待できる。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。()内は認定年月日。

市道 5047 号線	(昭和 57 年 3 月 15 日)
市道 0020 号線	(昭和 57 年 3 月 15 日)
市道 0365 号線	(平成 20 年 7 月 28 日)
市道 0004 号線	(昭和 57 年 3 月 15 日)
市道 0103 号線	(平成 19 年 3 月 16 日)
市道 0003 号線	(昭和 62 年 6 月 18 日)
市道 0010 号線	(昭和 57 年 10 月 19 日)
市道 0014 号線	(平成 元年 10 月 19 日)
市道 0016 号線	(平成 元年 10 月 19 日)

- ・林道 森林法による渡良瀬川地域森林計画書(平成 29 年 4 月策定)に路線を記載。

林道栗沢線
林道小川沢線
林道寄栗線
林道前日光線
林道河原小屋三の宿線
林道大荷場木浦沢線
林道横根線

- ・林道の保全対策
林道小川沢線
林道寄栗線
林道前日光線
林道河原小屋三の宿線
林道大荷場木浦沢線

- [施設の種類] [事業主体]
- ・市 道 栃木県鹿沼市
 - ・林 道 栃木県、栃木県鹿沼市

- [事業区域]
- ・鹿沼市全域

- [事業期間]
- ・市 道 令和 3 年度～令和 7 年度
 - ・林 道 令和 3 年度～令和 7 年度

- [整備量及び事業費]
- ・市道 12.0 k m、林道 3.1 k m 林道の保全対策 5 路線 26 箇所
 - ・総事業費 3,789,100 千円（うち交付金 1,872,550 千円）
 - 市道 3,206,000 千円（うち交付金 1,603,000 千円）
 - 林道 583,100 千円（うち交付金 269,550 千円）
 - うち林道の保全対策 183,100 千円（うち交付金 91,550 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R2)	R3	R4	R5	R6	R7
指標 1 アクセス性の向上	分	分	分	分	分	分
木材加工所(栗野)～木工団地	40	40	38	36	34	32
林道栗沢線～原木市場	30	30	30	30	30	25
指標 2 林道老朽化対策の推進	%	%	%	%	%	%
老朽化対策推進率	2	7	14	23	41	57

事業完了後に鹿沼市の職員が、必要な交通量調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、交通環境の改善や森林施業の効率化が図られ、長期的なコストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

市道 5047 号線、市道 0020 号線、市道 0365 号線、市道 0004 号線、市道 0103 号線は、鹿沼市国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。また、林道前日光線、林道河原小屋三の宿線、林道横根線、林道小川沢線、林道寄栗線、林道大荷場木浦沢線は、栃木県国土強靱化地域計画において迂回路となりうる林道として位置付けている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「木と共に暮らす快適なまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地場産業のトータルサポート

内 容 新たな技術の習得や製品を開発、新分野への進出、販路拡張をめざす、熱意ある市内の中小企業への支援制度

事業主体 鹿沼市

実施期間 平成27年4月～令和8年3月

(2) 企業立地優遇補助制度

内 容 宇都宮西中核工業団地及び鹿沼武子工業団地への立地操業に対する土地取得補や新規立地する企業に対して、固定資産税相当額（土地、建物、償却資産）を5年間補助。また、工場適地（工業系用途地域及びその他地域）へ立地する企業の設備投資への助成。

事業主体 鹿沼市

実施期間 平成27年4月～令和8年3月

(3) 移住・定住の支援

内 容 移住・定住に向けた、移住体験ツアーなどの開催や空き家バンクの効果的なPRをし、移住・定住を考える方への情報の提供やより多くの可能性の提供を行う。

事業主体 鹿沼市

実施期間 平成27年6月～令和8年3月

(4) 森林認証制度

内 容 森林認証は、独立した第三者機関が適切な森林経営や持続可能な森林経営、さらには、適正な木材の加工管理が行われている森林または経営組織を認証し、森林認証の取得により、本市の豊かな森林や良質な木材の信頼性「鹿沼産木材のブランド化」が改めてクローズアップされ、鹿沼のまちづくりの活性化を図る。

事業主体 鹿沼市・森林組合

実施期間 平成28年2月～令和8年3月

(5) 第2期とちぎの元気な森づくり県民税事業

内 容 主に林業経営に適した森林における皆伐後の植え付け、獣害対策等、森林資源の循環利用及び若返りの促進などに活用される。

事業主体 栃木県、鹿沼市、鹿沼市森林組合、栗野森林組合

実施期間 平成30年4月～令和10年3月

6 計画期間

令和3年度～令和7年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に栃木県及び鹿沼市が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、鹿沼市の推計人口データ・統計書等を用い、中間評価、事後評価の際には、それらのデータ元の調査から集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
目標1 推計人口の達成	9.5万人	9.2万人	9.1万人
目標2 雇用の創出	59.1%	60.2%	60.3%
目標3 移住・定住の促進	312万人	395万人	450万人
目標4 林業の振興	90ha	130ha	192ha

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
推計人口の達成	鹿沼市の人口調査より
雇用の創出	鹿沼市の統計書より
交流と移住定住の促進	鹿沼市の統計書より
林業の振興	対象森林の森林整備実績より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（栃木県、鹿沼市のホームページ）の利用により公表する。